しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人 こころの窓

あおとり青い鳥

うんえいきてい 運営規程

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しぇん ほうりつ もと あお とり せいかつかいご 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく青い鳥(生活介護、

しゅうろうけいぞくしぇん がた うんえいきてい 就労継続支援B型)運営規程

じぎょう もくてき (事業**の目的**)

まど いか だい じょう しゃかいふく しほうじん じ ぎょうしゃ あお とり いか じぎょうしょ 第 1条 社会福祉法人こころの窓 (以下「事業者」という。) が設置する青い鳥 (以下「事業所」 していしょうがいふくし じぎょう せいかつかいご いか という。) において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護(以下「指定生活介護」 まま しゅうろうけいぞくしぇん がた いか していしゅうろうけいぞくしぇん がた てきせい うんえいという。)及び就労継続支援B型(以下「指定就労継続支援B型」という。)の適正な運営 かくほ ひつょう じんいんおよ うんえいかんり かん じこう きだ してせいかつかいごおよ していを確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護及び指定 し てせいかつかいごおよ してい して いせいかつか いごとう 就労継続支援B型(以下「指定生活介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、 りょうしゃ いしおよ じんかく そんちょう つね とうがいりょうしゃ たちば た てきせつ していせいかつかいごとう 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等 ていきょう かくほ の提供を確保することを目的とする。

うんえい ほうしん (**運営の方針**)

第2条 指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活 いとな にゅうよく はい およ しょくじ かいご そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう きかい を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会

ていきょう ほか べんぎ てきせつ こうかてき おこな の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は

しゃかいせいかっ いとな
社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の

かっとう きかい つう ちしきおよ のうりょく こうじょう ひつょう くんれん た べんぎ てきせつ 活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切か

つ効果的に行うものとする。

- 3 指定生活介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する

  「おいままうそん」を していしょうがいふくし できょうしゃ していそうだんしえん じぎょうしゃ していしょうがいしゃしえんしせっ
  市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設

  「たふくし」 また ほけんいりょう ていきょう もの いか しょうがいふくし でぎょうしゃ その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者)

  「おっせつ れんけい つと 等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 おんぼうりつだい ごう いか ぼう 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する きじゅん へいせい おんこうせいろうどうしょうれいだい ごう きだ ないよう 基準」(平成18年厚生労働省令第 171 号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、

じぎょうしょ めいしょうなど (事業所の名称等)

だい じょう していせいかつかいごとう おこな じぎょうしょ めいしょうおよ しょざいち つぎ 第3条 指定生活介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護

**名称** 青い鳥

しょざいち おおさかふさかいしひがしくひ きしょうにしまち ちょう ばん ごう所在地 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号

ndbstee 連絡先 TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268

していしゅうろうけいぞくしぇん がた しゅ じぎょうしょ (2)指定就労継続支援B型(主たる事業所)

めいしょう あお とり 名称 青い鳥 めいしょう

しょざいち おおきかふきかいしひがしく ひ きしょうにしまち ちょう ばん ごう 所在地 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号

れんらくさき 連絡先 TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268

していしゅうろうけいぞくしぇん がた じゅう じぎょうしょ (3)指定就労継続支援B型(従たる事業所)

めいしょう

名称 あおいとりのおかし

所在地 大阪府堺市東区北野田94番地4 102号室

れんらくさき 連絡先 TEL 070-1440-2260

(職員の職種、員数及び職務の内容)

だい じょう しょくいん しょくしゅ いんすうおよ しょくむ ないよう つぎ 第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

かんりしゃ しょくいん かんり りょう もう こ かかわ ちょうせい ぎょうむ じっしじょうきょう 管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の

かんり いちげんてき おこな ほうれいとう 把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活

かいご じっし かん じぎょうしょ しょくいん たい じゅんしゅ ひつょう しきめいれい おこな 介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

\*\*\* かんりせきにんしゃ めいいじょう めいいじょう じょうきん かんりしゃけんむ (2) サービス管理責任者 4名以上(うち1名以上は常勤、うち1名は管理者兼務)

していせいかつかいご じょうきんしょくいん めい めいいじょう じょうきん指定生活介護:常勤職員 4名(うち1名以上は常勤)

していしゅうろうけいぞくしぇん がた じょうきんしょくいん めいいじょう めいいじょう じょうきん 指定就 労継続支援B型:常勤職員 2名以上(うち1名以上は常勤)

かん りせきにんしゃ サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア)適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者せいかったい いこう そうごうてき しぇん ほうしん せいかつせんばん しっ こうじょう かだい の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、していせいかっかいことう もくひょうおよ たっせいじき していせいかっかいことう でいきょう うえ りゅうい 指定生活介護等の目標及びその達成時期、指定生活介護等を提供する上での留意 していせいかっかいこ まり はいかっかいこけいかく ていきょう 事項等(以下、提供するサービスが指定生活介護にあっては「生活介護計画」、提供していしゅうろうけいぞくしぇん がた

するサービスが指定就労継続支援B型にあっては「就労継続支援B型計画」とい

う。) を記載した生活介護計画及び就 労継続支援B型計画の原案を作成すること。

- (ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を え うえ さくせい せいかつかいごけいかく きさい しょめん いか せいかつかいごけいかくしょ 得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面(以下「生活介護計画書」という。)
- (エ) 就 労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者 とうい え うえ きくせい しゅうろうけいぞくしえん がたけいかく きさい しょめん いか しゅうろう の同意を得た上で、作成した就 労継続支援B型計画を記載した書面(以下「就 労 けいぞくしえん がたけいかくしょ りょうしゃ こうぶ 継続支援B型計画書」という。)を利用者に交付すること。
- せいかつかいごけいかくさくせいご せいかつかいごけいかく じっしじょうきょう はあく りょうしゃ けいぞくてき (才)生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的

なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも 6ヶ月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を 変更すること。

- (カ) 就 労継続支援B型計画作成後、就 労継続支援B型計画のモニタリングを行うと

  が 労継続支援B型計画作成後、就 労継続支援B型計画のモニタリングを行うと

  はつ かいいじょう しゅうろうけいぞくしえん がたけいかく みなお おこな ひつよう ともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、就 労継続支援B型計画の見直しを行い、必要

  は う しゅうろうけいぞくしえん がたけいかく へんこう に応じて就 労継続支援B型計画を変更すること。
- (キ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等に りょうもうしこみしゃ しんしん じょうきょう じぎょうしょいがい していしょうがいふくし より、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の りょうじょうきょうとう はあく 利用状況等を把握すること。
- (ク) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常 せいかつ いとな 生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (ケ)他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

まょうりいん ちょうりおよ ちょうり かん ちゅうぼうぎょうむ おこな調理員は、調理及び調理に関する厨房業務を行う。

じむしょくいん めいいじょう けんむ めい (4)事務職員 1名以上 (兼務1名)

じむしょくいん ひつよう じむ おこな 事務職員は、必要な事務を行う。

しぎょうしょ ぜんこういがい しょくいん しょくしゅ いんすうおよ しょくむ ないよう つぎ 2 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

## (1) 指定生活介護

(ア) 医師 1名以上(兼務1名)

いし りょうしゃ たい にちじょうせいかつじょう けんこうかんりおょ りょうようじょう しどう おこな 医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

かんごしょくいん めいいじょう(イ)看護職員 2名以上

だい たんい めいいじょう けんむ めい 第1単位:1名以上(兼務1名)

だい たんい めいいじょう けんむ めい 第2単位:1名以上(兼務1名)

だい たんい めいいじょう せんじゅう めい 第3単位:1名以上(専従1名)

かんごしょくいん いし しどう りょうしゃ たい にちじょうせいかつじょう けんこうかんりおょび 看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び りょうようじょう しどう おこな療養上の指導を行う。

せいかつしえんいん めいいじょう じょうきん せんじゅう (ウ) 生活支援員 30名以上(3名以上は常勤かつ専従)

でようきんしょくいん めいいじょう めいいじょう じょうきん せんじゅう きょうどこうどうしょう ※常勤職員のうち1名以上(1名以上は常勤かつ専従)は強度行動障がい

しえんしゃょうせいけんしゅう きょけんしゅう じっせんけんしゅう けんしゅうしゅうりょうしゃ めいいじょう めいいじょう 支援者養成研修【基礎研修】【実践研修】研修修了者、1名以上(1名以上

は常勤かつ専従)は強度行動障がい支援者養成研修【基礎研修】研修

しゅうりょうしゃ 修 了 者

だい たんい めいいじょう めいいじょう じょうきん せんじゅう 第2単位:20名以上(1名以上は常勤かつ専従)

だい たんい めいいじょう りいいじょう じょうきん せんじゅう 第3単位:13名以上(1名以上は常勤かつ専従)

#いかつしえんいん りょうしゃ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 生活支援員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる

にゅうよく はいせつおよ しょくじ かいご そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう きかい ていきょう おこなよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。

## していしゅうろうけいぞくしぇん がた(2)指定就労継続支援B型

(ア) 職業指導員 1名以上

職業指導員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる 戦業指導員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる せいきんかつどう きかい ていきょう つう しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりょく こうじょう よう、生産活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上の ひつよう くんれん おこな ために必要な訓練を行う。

せいかつしえんいん めいいじょう めいいじょう じょうきん せんじゅう (イ)生活支援員 5名以上(1名以上は常勤かつ専従)

生いかつしえんいん りょうしゃ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 生活支援員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる はいせつおよ しょくじ かいご そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう きかい ていきょう おこな よう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。

もくひょうこうちんたっせいしどういん めいいじょう

こうちんひきあ けいかく もと もくひょうこうちんたっせい む せいさんせい たか しえん おこな 工賃引上げ計画に基づき、目標工賃達成に向けて生産性を高める支援を行う。

えいぎょうび おょ えいぎょうじかん (営業日及び営業時間)

だい じょう しぎょうしょ えいぎょう び おょ えいぎょうじかん なら まち条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

えいぎょう び (1) 営業日

(ア) 指定生活介護

ぱつょうび どょうび 月曜日から土曜日までとする。

していしゅうろうけいぞくしぇん がた(イ) 指定就労継続支援B型

月曜日から土曜日までとする。 ただし、国民の祝日、8月13日から8月 15日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後4時30分までとする。
- ていきょうび げつょうび どょうび (3)サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
  - (ア) 指定生活介護

げつょうび どょうび 月曜日から土曜日までとする。

していしゅうろうけいぞくしぇん がた(イ) 指定就労継続支援B型

月曜日から土曜日までとする。 ただし、国民の祝日、8月13日から8月 にち がっ にち 1がつ3にち のぞく 15日、12月30日から1月3日までを除く。

ていきょうじかん ごぜん じ ふん ごご じ ふん (4) サービス提供時間 午前9時15分から午後3時45分までとする。

りょうていいん (利用定員)

だい じょう じぎょうしょ りょうていいん つぎ 第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護 80名
  - だい たんい (ア) 第1単位:20名
  - (イ) 第2単位:40名
  - だい たんい (ウ) 第3単位:20名
- していしゅうろうけいぞくしぇん がた めい(2)指定就労継続支援B型 20名
  - (ア) 青い鳥 (主たる事業所): 10名

(イ) あおいとりのおかし (従 たる事業所): 10名

しゅ たいしょうしゃ (主たる対象者)

だい じょう じぎょうしょ ていきょう しゅ たいしょうしゃ つぎ 第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- していせいかっか いご (1) 指定生活介護

  - tinlAllsう Lt さいみまん to のぞ (イ) 精神障がい者 (18歳未満の者を除く)
- していしゅうろうけいぞくしぇね がた (2)指定就労継続支援B型(主たる事業所)
  - Lhthlusia Le さいみまん to のぞ (ア) 身体障がい者(18歳未満の者を除く)

  - tinlholsう しゃ さいみまん もの のぞ (ウ) 精神障がい者(18歳未満の者を除く)
- していしゅうろうけいぞくしぇね がた (3)指定就 労継続支援B型(従たる事業所)

  - ちてきしょう しゃ さいみまん もの のぞ (イ) 知的 障 がい者(18歳未満の者を除く)

(サービスの内容)

だい じょう じぎょうしょ おこな していせいかつかいごとう ないよう つぎ 第8条 事業所で行う指定生活介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護

- (ア) 生活介護計画の作成
- しょくじ ていきょう
- にゅうょくまた せいしき (ウ) 入浴又は清拭
- しんたいとう かいご (エ)**身体等の介**護
- せいさんかつどう せんこうしょうひんかんけい じてんしゃぶひんかんけい さぎょう せいそうさぎょう など(才)生産活動(線香商品関係、自転車部品関係、リサイクル作業、清掃作業、等)
- そうさくてきかつどう (カ) 創作的活動(アイロンビーズ、ぬり絵、季節行事に合わせた飾り物制作、等)
- せいかつそうだん (キ) 生活相談
- けんこうかんり (**ク**) 健康管理
- ほうもんしぇん (ケ) 訪問支援
- ょうげい (コ) 送迎サービス
- (サ) 研修旅行(日帰り・一泊)
- (シ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

ふたい りしょう きが およ せいよう た にちじょうせいかつじょうひつよう かい こ (イ)から(サ)に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、

しえん そうだん じょげん 支援、相談、助言。

- していしゅうろうけいぞくしぇん がた(2)指定就労継続支援B型
  - (ア) 就労継続支援B型計画の作成
  - (イ) 食事の提供
  - (ウ) 身体等の介護

- しゅうろう ひっょう ちしき のうりょく こうじょう くんれん ひがえ およ しゅくはく ともな けんしゅう (エ) 就 労に必要な知識、能 力を向 上するための訓練(日帰り及び宿 泊を伴う研修 りょこう ふく 旅行も含む)
- しゅうろう きかい ていきょうおよ せいさんかつどう せいかさぎょう きゅうしょくはいぜんさぎょう せいそうさぎょう など(才)就労の機会の提供及び生産活動(製菓作業、給食配膳作業、清掃作業、等)
- じっしゅうさききぎょうとう しょうかい (力) 実習先企業等の紹介
- きゅうしょくかつどうし えん (キ) 求職活動支援
- しょくばていちゃくし えん (**ク**) 職場定着支援
- せいかつそうだん (ケ) 生活相談
- (コ) 健康管理
- ほうもんしぇん (サ) 訪問支援
- (シ) 送迎サービス
- (ス)施設外就労
- ぜんかくごう かか へんぎ ふたい へんき (セ)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(利用者から受領する費用の額等)

だい じょう していせいかつかいごとう ていきょう さい りょうしゃ とうがいしていせいかつかいごとう かかわ りょうしゃ 第 9条 指定生活介護等を提供した際には、利用者から当該指定生活介護等に係る利用者 ふたんがく しはらい う 負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護等を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項 まてい きんてい かいごきゅうふひまた くんれんなどきゅうふひ がく ぶん じょう え がく の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額に 90分の 100 を乗じて得た額の

と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

していせいかつかいごりょうりょうきん じひょう 指定生活介護利用料 金は、次表のとおりです。

|                   | くぶん<br>区分6 | くぶん<br>区分5               | くぶん<br>区分4            | くぶん<br>区分3               | くぶん いか 区分2以下 |
|-------------------|------------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------|
| りょうりょう            | 11, 023円   | <sup>えん</sup><br>8, 212円 | 5, 740円               | <sup>えん</sup><br>5, 135円 | 4, 604円      |
| りょうしゃふたんがく 利用者負担額 | 1, 102円    | <sup>えん</sup><br>821円    | <sup>えん</sup><br>574円 | <sup>えん</sup><br>513円    | 460円         |

していしゅうろうけいぞくしぇん がたりょうりょうきん じひょう 指定就 労継続支援B型利用料 金は、次表のとおりです。

|                      | りょう にち<br>利用1日あたりの金額  |
|----------------------|-----------------------|
| り ょう りょう 利 用 料       | 4, 947円               |
| りょうしゃふたんがく<br>利用者負担額 | <sup>えん</sup><br>495円 |

たっぱょうしょ たいおう ないよう りょうきん かさん その他、事業所がとった対応の内容により、料金が加算されます。

- じぎょうしょ おこな していせいかつかいご (1)事業所で行う指定生活介護
  - (ア)入浴サービスに係る光熱水費 1回につき300円

- (イ) 日用品費の実費
- (ウ) 食事の提供に係る費用

<sub>ちゅうしょく しょく えん しょくざいりょうひ えん</sub> 昼 食 1食につき600円(うち食材料費350円)

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおょ しゃかいせいかつ そうごうてき しぇん ほうりつしこうれいただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

へいせい せいれいだい ごう いか れい だい じょうだい ごう だい ごう (平成18 年政令第 10 号。以下、「令」という。) 第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号ま

かか しきゅうけっていしょうがいしゃとう たい しょくじ ていきょう おこな ばあい じょうきしょくざいりょうひでに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費

くわ しょくじていきょう かか じんけんひそうとう にち しょくじていきょうたいせいかさん に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に

ゕゕ りょうしゃふたんがく しゅら う 係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

そうげい ていきょう かか ひょう つうじょう じぎょう じっしちいきはんいない むりょう (エ)送迎サービスの提供に係る費用 通常の事業の実施地域範囲内は無料、

ただ つうじょう ちいきがい そうげい ねんりょうひ じっぴふたん 但し、通常の実施地域外への送迎サービスについては、燃料費のみの実費負担と

- じぎょうしょ おこな していしゅうろうけいぞくしえん がた (2)事業所で行う指定就労継続支援B型
  - (ア) 食事の提供に係る費用

まゅうしょく しょく えん うちしょくざいりょうひ えん 昼 食 1食につき600円(うち食材料費350円)

れいだい じょうだい こうだい ごう だい ごう かか しきゅうけっていしょうがいしゃとうただし、令第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に

たい しょくじ ていきょう おこな ばあい じょうきしょくざいりょうひ くゎ しょくじていきょう かか対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る

になり しょくじていきょうたいせいかさん かか りょうしゃふたんがく しはら 人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを う 受けるものとする。

じゅう じょくじ ていきょう しょくじ ていきょう ※あおいとりのおかし (従たる事業所)では食事の提供はありません。

- (イ) 日用品費の実費
- でいきょう かかる ひょう かたみち かい えん(ウ) 送迎サービスの提供に係る費用 片道1回につき100円

\* がけっ ふたんがくじょうげん えん(1ヶ月の負担額上限は3,000円)

※あおいとりのおかし(従たる事業所)では送迎サービスの提供はありません。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サ
  - ービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る 領 収 証 を、当該 ひょう しはら りょうしゃ たい こうふ 費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

つうじょうじぎょう じっしちぃき (通常事業の実施地域)

だい じょう じぎょうしょ つうじょう じぎょう じっしちいき さかいしきたく ひがしく みはらく ぜんいき 第10条 事業所における通常の事業の実施地域は堺市北区、東区、美原区の全域とする。

こうちん しはらいなど (工賃の支払等)

だい じょう じぎょうしょ じぎょうしょ していせいかつかいごとう りょうしゃ せいさんかつどう じゅうじ ばぁぃ 第11条 事業所は、事業所における指定生活介護等の利用者が生産活動に従事した場合は、 べつ きだ こうちんしはらいきてい もと せいさんかつどう かかるじぎょう しゅうにゅう せいさんかつどう かかるじぎょう 別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業にひつよう けいひ こうじょ がく そうとう きんがく こうちん しはら必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合において、就労継続支援B型については、1月あたりの工賃の平均額は、 #がえん したまわ
3千円を下回らないものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

## ではまう りょうしゃ りょう あ つぎ きてい ないよう りゅうい 第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

じぎょうしょない じゅんしゅ (1)事業所内でのルールは遵守すること。

りょうしゃふたんがくとう かかわ かんり (利用者負担額等に係る管理)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ いらい う りょうしゃ どういつ つき していしょうがいふくし 第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス 及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、利用者が とうがいどういつ つき う け た して いしょうがいふく し など よう ひょう とくていひょう のぞ がく 当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から ほうだい じょうだい こう きてい かい ごきゅうふひまた くんれんなどきゅうふひ さんてい 法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を はあい りょうしゃふたんがくとうごうけいがく れいだい じょうだい こう きてい 算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定 ふたんじょうげんげつがく また れいだい じょうだい こう きてい こうがくしょうがいふくし ひさんていきじゅんがく する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額 こ していしょうがいふくし とう じょうきょう かくにん うえ りょうしゃふたんがくとうごうけいがく を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を りようしゃおよ していしょうがいふくし ていきょう 市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害 じ ぎょうしゃお よ して いしょうがいしゃしえん しせつ 福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

きんきゅう じょう たいおうほうほう (緊急時等における対応方法)

だい じょう げん していせいかつかいごとう ていきょう おこな りょうしゃ びょうじょう きゅうへん しょう 第14条 現に指定生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた

はあい たびつよう ばあい すみ きょうりょくいりょうきかんまた りょうしゃ しゅじい いか きょうりょくいりょう 場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療

- きょうりょくいりょうきかんとう れんらくなど こんなん ばぁい た いりょうきかん れんらく おこな など ひつよう 2 協力 医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な きょう まま こう 措置を講ずるものとする。
- 3 指定生活介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉 じぎょうしゃとう れんらく ひつよう で ち こう サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- していせいかっかいことう ていきょう ぱいしょう じこ はっせい すみ そんがい ぱいしょう ちま は に は と きは、速 や かに 損害 を 賠 償 するものとする。

ひじょうさいがいたいさく (非常災害対策)

たい じょう じぎょうしょ ひじょうさいがい かん くたいてきけいかく た ひじょうさいがいじ かんけいきかん つうほう 第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報

まょ れんらくたいせい せいび ていきてき じゅうぎょうしゃ しゅうち ていきてき ひなん 及び連絡体制を整備し、それらを定期的に 従業者に周知するとともに、定期的に避難、

きゅうしゅっ た ひつょう くんれん おこな 救 出 その他必要な訓練を行うものとする。

くじょうしょり (**苦情処理**)

だい じょう ていきょう していせいかつかいごとう かん りょうしゃぉょ かぞく いか りょうしゃなど 第16条 提供した指定生活介護等に関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)

くじょう じんそく てきせつ たいおう くじょう う つ まどぐち せっち からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するもの

とする。

- 2 提供した指定生活介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法 提供した指定生活介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法 第 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の が 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の が 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の が 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは東業所の設備若しくは 物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは もょうぼしょるい た ぶっけん けんき おう およ りょうしゃなど (じょう かん しちょうそんまた おおきから 帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、大阪府 知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、大阪府知事及び市町 村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うもの とする。
- しゃかいふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい うんえいてきせいかいいんかい どうほうだい じょう 社会福祉法(昭和26年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の まてい おこな ちょうさまた 規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

こじんじょうほう ほご (個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人 じょうほう ほご かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう た かんけいほうれいとう じゅんしゅ てきせい 情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に と あっか 取り扱うものとする。

- (2) 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- (3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくな ひゅった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

ぎゃくたいぼうし かん じこう (虐待防止に関する事項)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ じんけん ょうご ぎゃくたい はっせいまた さいはつ ぼうし っぎ 第 1 8 条 事業 者は、利用者の人権の擁護・虐 待の発生又はその再発を防止するため、次の かくごう かか そ ち こう 各号に掲げる措置を講ずる。

- じぎょうしょ じゅうぎょうしゃ たい ぎゃくたい ぼうし けんしゅう ていきてき じっし (2)事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- (3)前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (4) 苦情解決体制を整備すること。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、成年後見制度の利用支援のため必要な措置を講じる よう努めるものとする。

しんたいこうそくなど きんし(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を はまいのでは、利用者又は他の利用者の生命又は身体を はまいのでは、利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する にういいかによっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を はまいのでは、利用者又は他の利用者の生命又は身体を におりょうしゃにつきてう せいげん はあいるでは、利用者又は他の利用者の生命又は身体を

でいたいこうそくなど きんし きじゅんしょうれいだい じょう きてい 2 前項に定めるもののほか、身体拘束等の禁止については、基準省令第35条の2の規定に よるものとする。

## たうんえい かん じゅうょうじこう (その他運営に関する重要事項)

だい じょう じぎょうしょ しょくいん ししっ こうじょう けんしゅう きかい つぎ もう 第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (2)継続研修 年2回
- できょうしょ しょくいん せっぴ ぴぴんおょ かいけい かん しょきろく せいぴ 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- しきょうしょ していせいかつかいごとう りょう しちょうそんまた そうだんしえんじぎょう おこな もの おこな れんらく 4 事業所は、指定生活介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡 ちょうせい かぎ きょうりょく 調整に、できる限り協力するものとする。

## ふ そく 附 則

- きてい へいせい ねん がつ にち しこう 1 この規程は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年12月15日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成22年3月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- きてい へいせい ねん がつ にち しこう 6 この規程は、平成24年9月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- きてい へいせい ねん がつ にち しこう 10 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成29年2月1日から施行する。
- きてい へいせい ねん がっ にち しこう 12 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- \* てい へいせい ねん がっ にち しこう 14 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 15 この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 16 この規程は、令和2年5月1日から施行する。
- きてい れいわ ねん がつ にち しこう 17 この規程は 令和2年8月1日から施行する。
- 18 この規程は 令和3年8月1日から施行する。
- きてい れいわ ねん がつ にち しこう 19 この規程は 令和4年4月1日から施行する。
- きてい れいわ ねん がつ にち しこう 20 この規程は 令和4年9月1日から施行する。
- 2.1 この規定は 令和5年4月1日から施行する。
- きてい れいわ ねん がつ にち しこう 2 1 この規定は 令和5年8月1日から施行する。